

船舶事故調査報告書

平成23年7月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成22年8月28日 07時18分ごろ
発生場所	北海道石狩市石狩湾港北防波堤北灯台から真方位068° 2.5海里（M）付近（概位 北緯43° 14.6′ 東経141° 20.6′）
事故調査の経過	平成22年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十八石狩丸、19トン HK2-12031（漁船登録番号）、石狩さけ定置網漁業生産組合 22.18m（Lr）×4.76m×1.63m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数140、平成5年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 36歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成21年8月6日 免許証交付日 平成21年8月6日 （平成26年8月5日まで有効） 甲板員 男性 68歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、定置網の設置作業中、定置網展張用型枠を海面に固定するため、甲板員が、重さ約100kgの錨と錨をつないだロープを海中に投下した際、同ロープが足に絡まって、平成22年8月28日07時18分ごろ、石狩湾港北防波堤北灯台から真方位068° 2.5M付近で落水した。 甲板員は、落水約2～3分後、僚船により引き上げられ、病院に搬送されたが、溺水により死亡と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1 海象：海上 平穏、水温 約24℃
その他の事項	甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。
分析	乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 気象・海象の関与 なし 判明した事項の解析 甲板員の死因は、溺水であった。 本船は、石狩湾港東北東方沖において定置網の

		<p>設置作業中、甲板員が、重さ約100kgの錨と錨をつないだロープを海中に投下した際、同ロープが足に絡まったことから、落水して死亡したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因		<p>本事故は、本船が石狩湾港東北東方沖において定置網の設置作業中、甲板員が、重さ約100kgの錨と錨をつないだロープを海中に投下した際、同ロープに足が絡まったため、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の着用 ・作業監督者の配備 ・安全教育の実施及び徹底 ・甲板上の整理・整頓